

入院時食事療養に係る特別管理について

- 1 入院時食事療養(Ⅰ)の届出をしています。
- 2 管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。
- 3 食種によって、特定の日につき、選択メニュー制度を実施しています。
なお、食事のメニューを選択することによる特別な自己負担はありません。

4 標準負担額

区 分			食 費 (1食あたり)
一般・現役並み所得者			490円
市町村民税非課税世帯	低所得者 Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		過去1年間の入院期間が90日超 *	180円
	低所得者 Ⅰ		110円

- (注) 1 令和6年6月1日から、食費の金額が変更となりました。
2 * は、90日を超えた時点で再度、長期入院該当の申請が必要です。

令和 6 年 6 月 1 日
広島市立広島市民病院
事務室 医事課